「令和2年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

2019年12月27日 埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた施策と取り組みに敬意を表します。 12月2日に公表されました「令和2年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」について、 食の安全に関する取り組みをさらに前進させる立場から、埼玉県消費者団体連絡会として 意見を表明します。

- 1. 平成 30 年の食品衛生法改正により、HACCP に沿った衛生管理が義務化されます。食品事業者には中小事業者も多いことから、引き続き事業者向け講習会を実施するなど、実効性を高めるための支援をお願いします。また、食の安全確保は、HACCP に限らず、食品を利用する消費者の理解も必要です。HACCP について、消費者にもわかりやすく伝える取り組みをお願いします。
- 2. 検査対象食品および検査項目と検査予定数(と畜場等を除く)の輸入食品における微生物検査件対数、理化学検査(食品添加物)の検体数・項目数が、昨年と比べて著しく減少していますが、その理由、背景について補足の記述が必要と考えます。
- 3. 庁内、その他の関係機関との連携確保は食品の安全を確保するうえでは重要であり、施 策に計画されている内容をしっかり進めていただくことをお願いします。あわせて、人 材の育成の観点からも、埼玉県とさいたま市、川越市、越谷市、川口市の密接な連携を 施策として明示してください。
- 4. 「1.」でも触れましたが、食の安全確保においては、消費者も含めたリスクコミュニケーションが大切となります。「リスクコミュニケーションの推進」の中の「多様なリスクコミュニケーションの展開について」は、実施回数や参加規模等明示し、計画的に進めていただくようお願いします。また、生活協同組合など民間が持っている検査施設なども活用し、消費者教育の一環として、児童・生徒・学生を対象としたリスクコミュニケーションを積極的に進めていただくよう要望します。

以上